

異議申立審査役年次活動報告書

2016年度

国際協力機構
環境社会配慮ガイドライン
異議申立審査役

異議申立制度について

2010年4月に公布した「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（以下「ガイドライン」）の遵守を確保すること等を目的として、事業担当部署及び環境審査部署（以下「事業担当部署」）から独立した理事長直属の「異議申立審査役」（以下「審査役」）が設置されています。

異議申立制度は、（1）JICAによるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること、及び、（2）ガイドラインの不遵守を理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者（申立人及び相手国等）の合意に基づき当事者間の対話を促進すること、を目的としています。

審査役は、独立性、中立性、効率性、迅速性、透明性の基本原則に則って、その目的の実現に努めることとされています。

（異議申立に係る手続については、以下リンク先の「異議申立手続要綱」をご参照ください。<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline02.pdf>）

年次活動報告書について

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（2010年4月）に基づき、2016年度の審査役の活動状況を公表するものです。

序 文

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（2010年4月）に基づき作成されたものです。

異議申立手続要綱が定めるとおり、審査役の活動の目的は、JICAによるガイドラインの遵守確保のため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、また、協力事業に関する環境・社会問題にかかる紛争の迅速な解決のため、当事者間の対話を促進することです。2016年度において異議申立はなく、2014年度に本格調査を行ったミャンマー連邦共和国ティラワ SEZ 開発事業について、理事長指示の実施状況を確認するためフォローアップ調査を実施しました。

この場を借りて、環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続に協力頂いたすべての関係者に感謝を申し上げます。

2017年5月

異議申立審査役

金子 由芳 (かねこ ゆか)

神戸大学大学院国際協力研究科教授

早瀬 隆司 (はやせ たかし)

長崎大学名誉教授

松下 和夫 (まつした かずお)

京都大学名誉教授

(五十音順)

I. 当年度中の活動概要

1 受理件数

2016 年度において異議申立はありませんでした。

2 手続開始決定案件数/留保件数/却下件数

2016 年度において手続開始決定、留保又は却下となった案件はありませんでした。

3 却下の理由分析

該当なし。

4 異議申立審査役報告書の作成件数

2016 年度において審査役報告書の作成はありませんでした。

5 ガイドライン不遵守の指摘にかかる分析

該当なし。

II. 利用者の声

申立人から寄せられた意見

2016 年度において申立人から寄せられた意見はありませんでした。

III. 理事長指示の実施状況

「ミャンマー連邦共和国ティラワ SEZ 開発事業」に対する理事長指示の実施状況

1 理事長指示内容

2014 年度の異議申立審査役年次活動報告書に記載した通り、「ミャンマー連邦共和

国ティラワ SEZ 開発事業」に対し 2014 年 12 月 5 日、理事長より事業担当部署である民間連携事業部に対して「異議申立審査役の報告書における以下の提言等を真摯に受け止め、当事者の意見や現地の状況等を十分に勘察しながら、2014 年 12 月 1 日付の民間連携事業部の意見書に記載された対応方針を着実に実施すること。」との指示が出されました。

同意見書に記載された対応すべき事項は以下の通りです。

- (1) 「問題解決の方法」 「継続支援」
 - 1) 被影響住民とミャンマー政府間の対話の促進
 - 2) ファシリテーターの招聘
 - 3) 透明性の高い住民協議のためのJICAによる支援

- (2) 「個別事項への対応（移転先地の環境改善他）」
 - 1) 冠水対策（排水路、盛土）
 - 2) トイレの整備
 - 3) 井戸改修作業
 - 4) 生計回復

2 理事長指示の実施状況に関する事業担当部署からの報告

理事長からの上記指示につきまして、事業担当部署からは、2017年2月15日現在の実施状況につき以下の通り報告を受けています。

- (1) 「問題解決の方法」 「継続支援」
 - 1) 被影響住民とミャンマー政府間の対話の促進及びファシリテーターの招聘
2015年5月、9月、12月、2016年3月にClass A区域の被影響住民の生計回復等について、ステークホルダーで議論をするため、Multi-Stakeholder Advisory Group (MSAG)を開催した。ミャンマーの市民社会に広く人的ネットワークを有し、また民間企業において社会配慮に係る業務に従事した経験を有する人物をファシリテーターとし、参加者はティラワSEZ管理委員会 (TSMC)、被影響住民、NGO、Myanmar Japan Thilawa Development Ltd. (MJTD)等。また、被影響住民、NGO及びTSMCの意見を聞いたうえで、仲介役を2名（僧侶、社会開発専門家）選定し、日々の被影響住民とミャンマー政府との間の議論の促進を図っている。一方、生計回復に関しては、移転地のインフラに係る課題が解決され、収入も増加しており、大きな残課題が無くなった。かかる状況の下、2016年8月から9月の間に実施された第三者機関によるMSAGの運営評価結果を踏まえて、MSAGの役割は終わり発展的に解消されることとなり、これに代わり、2017年1月以降は、MJTDとSEZ周辺地域の村の代表が直接情報・意見交換を行うための定例会合（Thilawa Community Coordination Meeting）を通じてステークホルダー間の

コミュニケーションが取られている。また、MSAGや仲介者等を通じた対話促進の結果、被影響住民とミャンマー政府との間のコミュニケーションもより円滑に行われるようになっており、日々の相談については被影響住民から主にヤンゴン地域政府職員等に対して直接行われるようになってきている。その他、僧侶、住民団体等も窓口として機能している。

2) 継続支援

NGO/専門家との協議の中で合意された生計回復支援策であるSocial Welfare Support Programに基づき、移転移行期間支援金を被影響住民に支払い済みである。地域開発支援金に係る支援（Community Development Fund /Micro Finance Program）については、住民がビジネスプランを作成中（2017年2月末には基金の運用を開始予定）であり、今後更にスモールビジネスの実施環境が改善することが見込まれる。また、移転地の隣接地に3エーカーの共有地が整備され、現在住民間で家庭菜園を含め、活用方法が検討されている。

(2) 「個別事項への対応」

1) 冠水・井戸・トイレ対策：被影響住民が対策工事に参加した上で、雨季の冠水対策、井戸の整備及びトイレ整備を実施した。数世帯は、トイレについて雨季に1～2回程度汲み取りが必要であるが、今後共用費から支出が行われる方向で議論されている。2017年2月10日に、深井戸を利用した高架水槽による給水施設が完工し、各戸配水が開始された。

2) 生計回復：

- ・（生計回復手段）住民の希望を踏まえて、職能基礎研修、普通自動車免許取得講習、デザイナー養成研修、縫製研修、電気修理工研修、キノコ栽培研修等の各種職能研修が実施されている。また、SEZへの就職を希望する住民については職業斡旋支援を実施中である。
- ・（生計回復状況）2016年7月に独立のコンサルタントを雇用して実施された社会経済調査によると、上記のような支援の結果、移転世帯68世帯の平均収入は、移転後一度も減ることは無く、年々増加傾向にある。このため、全体として生計回復は順調に進んでいると考えられる。借金の問題についても、社会福祉基金の受給、ミャンマー政府による借金の金利値下げ交渉支援、就職斡旋、家計管理研修、各世帯の真面目な生計活動への取り組み等により、ほとんどの世帯が借金額を減少させることに成功している。

3 事業担当部署の報告に対する現地調査と、異議申立審査役意見

理事長からの指示に関して事業担当部署から報告のあった2017年2月15日現在の実施状況（上記 III. 2）を確認するため、松下和夫審査役及び早瀬隆司審査役の両名が3月18日から21日まで現地にて「申立人やその他関係者に対するヒアリング及び情報収集」を実施しました。

その結果、理事長指示の内容は、事業担当部署からの報告にあるように、全般的には誠

実かつ着実に取り組まれていることを確認しました。ただし、一部の被影響住民には生計回復上の課題が残ること、また被影響住民と TSMC/MJTD 等との適切なコミュニケーションの維持の必要性があることも確認しました。今後も、現地での取り組みが継続されていくことを期待します。

IV. 運営実施体制

1 異議申立審査役

JICA が、2010 年 4 月 1 日に公布、同年 7 月 1 日から施行した環境社会配慮ガイドラインと異議申立手続要綱に基づき、理事長により「異議申立審査役」が委嘱されています。

同要綱上、審査役は 2 名ないし 3 名置くとされています。中央大学法科大学院教授安念潤司審査役及び千葉商科大学政策情報学部学部長原科幸彦審査役の両名が 2016 年 6 月末日を持って任期満了を迎えたことから、異議申立手続要綱に従って選考委員会¹を開催し、2016 年 7 月 1 日付で長崎大学大学院水産環境科学総合研究科教授早瀬隆司氏²及び神戸大学大学院国際協力研究科教授金子由芳氏の両名が後任として審査役に委嘱されました。

2 異議申立審査役事務局

異議申立審査役の事務を処理するため、異議申立手続要綱に基づき事務局が設置されています。2016 年度は、8 名の職員が業務実施を担当しました。

以上

¹選考委員会は、学識経験者、産業界、日本国政府、開発途上国政府、NGO から各 1 名の選考委員を JICA が選定し、2016 年 6 月 3 日に JICA 本部で、同年 6 月 8 日に JICA 研究所で 2 回にわたり開催されました。

² 2017 年 4 月 1 日より長崎大学名誉教授。

参考資料

なし。